

低所得妊婦の初回産科受診料支援事業のご案内

低所得の妊婦の方の経済的負担軽減を図ることを目的に、初回の産科受診料の公費負担を行います。受診前に各市町村での事前手続きが必要です。

申請後、対象者の方に受診券をお渡ししますので、受診券を持って県内医療機関へ受診してください。

※県外医療機関や、既に受診した方はお住まいの自治体にお問い合わせください。

◆対象者

- ・医療機関受診日において県内に住民票があり、住民税が非課税世帯または同等の所得水準にある方
- ・妊婦健診の受診医療機関等の関係機関と市町村が、必要に応じて、支援に必要な情報を共有することに同意する方

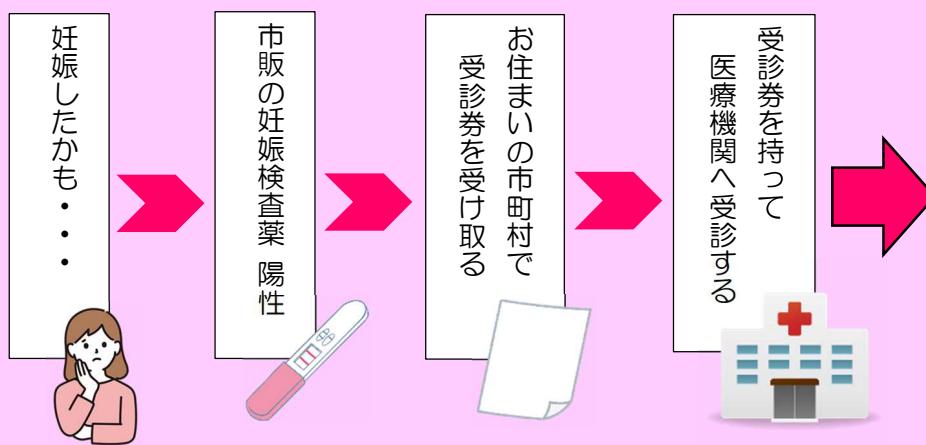
◆内容

医療機関において実施する妊娠の判定に要する検査

◆助成金額

初回産科受診のみ上限額 10,000 円まで助成

ご利用までの流れ（一般的な例）



妊娠が確定したら

妊娠届出書を各市町村へ提出してください。

継続受診の場合

引き続き医療機関を受診してください。（自費になります。）妊娠が確定後、妊娠届出書を各市町村へ提出してください。

その他

ご不明な点は各市町村へご相談ください。

ご利用に関する問い合わせ先：
お住まいの市町村にお問い合わせください。

市町村連絡先一覧はこちら⇒

